畜産研究所依頼試験手数料

消費税増税に伴い、令和元年10月1日より依頼試験手数料を変更します。

区　分		（旧）金　額	（新）金　額
肉類及び肉加工品の分析等	粗脂肪分析	1件につき 3，050円	1件につき 3，150円
	粗たんぱく質分析	1件につき 2，450円	1件につき 2，500円
	粗灰分分析	1件につき 2，150円	1件につき 2，200円
	無機成分分析	1件につき1成分ごとに 2，100円	1件につき1成分ごとに 2，150円
	水分測定	1件につき 1，050円	1件につき 1，050円
飼料の分析等	粗脂肪分析	1件につき 4，350円	1件につき 4，400円
	粗たんぱく質分析	1件につき 3，350円	1件につき 3，400円
	粗灰分分析	1件につき 2，850円	1件につき 2，900円
	粗繊維分析	1件につき 5，500円	1件につき 5，600円
	水分測定	1件につき 1，750円	1件につき 1，750円
	粗脂肪、粗たんぱく質、粗灰分及び粗繊維の分析並びに水分及び可溶性無窒素物の測定	1件につき 11，100円	1件につき 11，300円
	無機成分分析	1件につき1成分ごとに 2，300円	1件につき1成分ごとに 2，350円
	サイレージの有機酸組成分析	1件につき 2，450円	1件につき 2，500円
	サイレージの水素イオン濃度測定	1件につき 740円	1件につき 750円
飼料栽培地の土壌の分析等	無機成分分析	1件につき1成分ごとに 2，300円	1件につき1成分ごとに 2，350円
	全窒素分析	1件につき 2，300円	1件につき 2，300円
	腐植測定	1件につき 2，250円	1件につき 2，300円
	水素イオン濃度測定	1件につき 730円	1件につき 740円
	置換酸度、りん酸吸収係数又は炭酸カルシウム所要量の測定	1件につき1項目ごとに 1，100円	1件につき1項目ごとに 1，150円
区　分		金　額	金　額
精液注入		1回につき 昭和30年10月1日農林省告示第778号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等を定める件）1の表の子宮内薬剤注入のB種により算定した額	1回につき 平成30年10月1日農林水産省告示第2154号（農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の家畜共済診療点数表の子宮内薬剤挿入のB種の項に係る点数を平成30年10月1日農林水産省告示第2155号（農業保険法施行規則第117条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める1点の価額を定める件）で定める1点の価額に乗じて得た額
肉用牛人工授精用精液の採取及び凍結処理		1本につき 490円	1本につき 490円